

みんなで支え合う介護保険

65歳以上の人の介護保険料

介護保険は皆さんが納める保険料と公費を財源に運営しています。介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

いつから納めるの？

65歳以上の人の保険料は、65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分から納めます。※40歳以上65歳未満の人は、加入の医療保険に上乘せされています。

保険料の決まり方は？

介護保険料は、平成21年度から23年度までの介護サービスに掛かる費用の総額を見込んで算出された「基準額」を基に、「表1」のとおり本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます。また昨年度から、所得段階が9段階制へと変更になっています。

急激な介護保険料上昇の抑制

介護に従事する人の処遇を改善するために、昨年度介護報酬がプラス3%改定されました。この改定によるプラス分が介護保険料に反映されますが、介護保険料が急激に上昇しないよう、国の特別対策による軽減措置が講じられ、介護報酬改定に伴う増加分は、交

付金（国費）により軽減されます。昨年度は上昇分の全額を国が負担していて、平成22年度は上昇分の半額を国が負担します。その結果、保険料額が本来の基準額より低く抑えられることになりました。

平成22年度／年額39,024円（月額3,252円）

平成23年度／年額39,600円（月額3,300円）《本来の基準額》

【参考】平成21年度／年額38,448円（月額3,204円）

介護保険料の納め方

保険料の納め方には、年金から引き落としする特別徴収と、納付書または口座振替により納付する普通徴収があります。

○特別徴収（年金引き落とし）

老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、年金の定期払いのときに保険料が引き落としになります。

○普通徴収（納付書・口座振替）

年金額が年額18万円未満の人は、普通徴収となります。市から送付された納付書、または口座振替により納付してください。口座振替を希望する人は、通帳と届け出印を持って、市内の金融機関で申し込んでください。

なお、年金額が18万円以上の人も、次のような人は一定の期間「普通徴収」となります。

- ・年度途中で65歳になった人
- ・年度途中で他市町村から転入した人
- ・修正申告などにより所得段階が変更になった人
- ・年金差止めなどにより年金の支給が一時停止された人 など

介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は6月15日ごろに郵送します。手元に届いたら、確認の上納付してください。特別徴収や口座振替の人には、保険料額決定通知書を郵送します。

保険料の納付先・納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回に分かれています。納期限は、各月の末日（12月は27日）です。※納期限が休日の場合は翌営業日です。

保険料の納め忘れに注意！

特別な理由がなく保険料を滞納（1年以上）していると、介護保険サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げ（1割から3割）などの措置が取られますので、忘れずに納付してください。

また、災害などの特別な事情で納付が困難な場合には、窓口へ相談してください。

〈表1：各所得段階における年度別介護保険料〉

所得段階	対 象 と な る 人	保険料率	保険料額（円）					
			21年度		22年度		23年度	
			年額	月額	年額	月額	年額	月額
第1段階	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の場合	基準額×0.5	19,224円	1,602円	19,512円	1,626円	19,800円	1,650円
第2段階	・本人と世帯員全員が住民税非課税で、合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	19,224円	1,602円	19,512円	1,626円	19,800円	1,650円
第3段階	・本人と世帯員全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	28,836円	2,403円	29,268円	2,439円	29,700円	2,475円
第4段階	・本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる、合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	34,603円	2,883円	35,122円	2,926円	35,640円	2,970円
第5段階（基準額）	・本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる、第4段階以外の人	基準額	38,448円	3,204円	39,024円	3,252円	39,600円	3,300円
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	44,215円	3,684円	44,878円	3,739円	45,540円	3,795円
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	48,060円	4,005円	48,780円	4,065円	49,500円	4,125円
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	基準額×1.5	57,672円	4,806円	58,536円	4,878円	59,400円	4,950円
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.75	67,284円	5,607円	68,292円	5,691円	69,300円	5,775円

〈問い合わせ先〉

高齢者福祉課介護保険班

62-53308